

昭和村国民健康保険からのお知らせ

8月から70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額が変わります！

医療費の自己負担が高額になったとき、限度額を超えた分が高額療養費として支給される制度について、70歳以上75歳未満の方の限度額が、平成30年8月に変更されます。平成30年8月からは、【現役並み所得者】区分について細分化した上で限度額が引き上げられます。また、【一般】区分については外来限度額が引き上げとなります。

○ 低所得者Ⅰ・Ⅱの方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、役場保健福祉課で申請してください。

現行(平成30年7月まで)

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
	【現役並み所得者】 課税所得 145万円以上	57,600円
【一般】 現役並み所得者と 非課税以外の世帯	14,000円 年間限度額 144,000円	57,600円 (44,400円)※
【低所得者Ⅱ】 住民税非課税	8,000円	24,600円
【低所得者Ⅰ】 住民税非課税かつ 所得が一定以下	8,000円	15,000円

変更後(平成30年8月から)

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
	課税所得 690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% (140,100円)※
課税所得 380万円以上	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% (93,000円)※	
課税所得 145万円以上	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (44,400円)※	
【一般】 現役並み所得者と 非課税以外の世帯	18,000円 (年間限度額 144,000円)	57,600円 (44,400円)※
【低所得者Ⅱ】 住民税非課税	8,000円	24,600円
【低所得者Ⅰ】 住民税非課税かつ 所得が一定以下	8,000円	15,000円

※過去12か月以内に、限度額を超えた支給が4回以上あった場合(多数該当)、4回目以降は<>内の金額が適用されます。

■問合せ 役場保健福祉課 保険係 内線133

マチを好きになるアプリ

マチイロ

広報しょうわ配信中

ダウンロードはこちらから

昭和村のお知らせをアプリを通じて
スマートフォンやタブレットにお届けします

- 1 役立つ行政情報を見逃さない!
- 2 自分に合わせた情報が届く!
- 3 いろいろなマチの魅力をお届け!

※「広報紙」をご利用中の場合、アップデートによって新アプリに切り替わりますので、新たにダウンロードする必要はありません。※アプリの使用は無料ですが、通信費は各回線ごとのご負担となります。※広告が表示されますが、各自治体とは何ら関係ありません。

問い合わせは株式会社ホープ(092-716-1404)まで

後期高齢者医療制度からのお知らせ

平成30年度の後期高齢者医療保険料率が決まりました。

後期高齢者医療制度の保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年に一度見直すこととされています。平成30・31年度の保険料率は、平成30年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会(平成30年2月13日開催)において議決され、次のとおり決定しました。

○平成30・31年度の保険料率保険料率

均等割額	所得割額	賦課限度額(保険料の上限) <改正>
43,600円	8.60%	62万円

○軽減内容

1. 均等割額の軽減

同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が、次の条件に該当する場合は、それぞれの軽減割合に応じて均等割額が軽減されます。

軽減割合	軽減該当条件
9割軽減	「基礎控除額(33万円)以下の世帯で、かつ被保険者全員の各種所得が0円」のとき (ただし、公的年金控除額は80万円として計算します。)
8.5割軽減	「基礎控除額(33万円)」以下のとき
5割軽減 <改正>	「基礎控除(33万円)+27万5千円×世帯の被保険者数」以下のとき
2割軽減 <改正>	「基礎控除(33万円)+50万円×世帯の被保険者数」以下のとき

2. 所得割額の軽減

制度の持続性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から特例軽減制度が見直され、平成29年度をもって廃止となりました。

3. 被用者保険の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療の資格を得た日の前日に、被用者保険(国保、国保組合以外)の被扶養者であった人の保険料は均等割額が5割軽減され、所得割額は課されません。

※均等割額の軽減にも該当する場合は、軽減割合の大きい方が適用されます。

■問合せ 役場保健福祉課 保険係 内線133



役場公式 Facebook で昭和村の「今」を発信中



昭和村役場では、公式 Facebook ページをオープンし、昭和村の観光情報、イベント情報、文化、風景など、昭和村の「今」を発信しています。インターネットを利用できる環境(パソコンやスマートフォン、携帯電話など)があれば、どなたでもご覧いただけます。アカウントをお持ちの方は、ぜひ「いいね!」をお願いします。

○昭和村役場公式 Facebook ページ

<https://www.facebook.com/vill.showa.gunma>



QRコードからも
ご覧いただけます